

復興まちづくり関連施設の 都市計画決定について

1. 本日の議案

復興まちづくり関係議案

①議案第1935号 相馬都市計画緑地

}

相馬市

②議案第1936号 広野檜葉都市計画緑地

③議案第1937号 広野檜葉都市計画道路

④議案第1938号 広野檜葉都市計画河川

}

広野町

⑤議案第1939号 いわき都市計画緑地

⑥議案第1940号 いわき都市計画道路

⑦議案第1941号 いわき都市計画河川

}

いわき市

⑧議案第1942号 会津都市計画道路

}

会津若松市

⑨議案第1943号 県南都市計画下水道

}

白河市

2. 復興まちづくり関連施設の都市計画決定の方針

①復興まちづくりを一体的かつ円滑に進めるため、関連する施設を都市計画決定する。

②関連する施設

- ・道路 (管理区分に応じて県・市町)
- ・防災緑地 (10ha超える緑地は県・10ha以下は市町)
- ・河川 (県)
- ・海岸堤防 (市町) ※()は決定権者

③復興特区法を活用し、速やかに決定する。

- ・都市計画決定について記載した復興整備計画について、復興整備協議会で協議し公表する。

3. 復興特区法を活用した都市計画決定

復興整備計画(案)作成

(復興特区法第48条4項)

都市計画案の公告・縦覧

(復興特区法第48条7項)

都市計画審議会(県又は市町村)

復興整備協議会での協議・同意

(復興特区法第48条9項)

復興整備計画の公表

(復興特区法第48条8項)

都市計画決定した旨の告示

復興整備計画

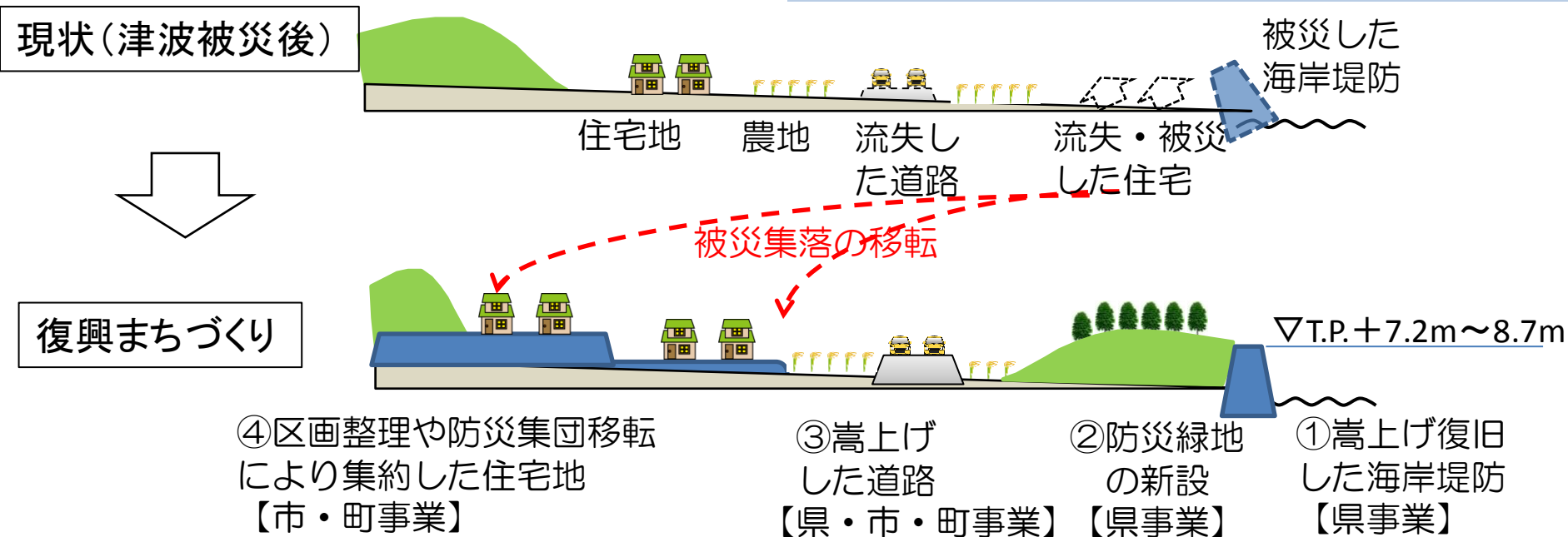
- ・被災地の復興のためのまちづくり、地域づくりに関する計画
- ・市町村が県と共同作成
- ・復興に必要な各種事業を記載

復興整備事業

- ・土地区画整理事業
- ・防災集団移転促進事業
- ・都市施設の整備
(防災緑地、道路、河川、海岸等)

4. 復興まちづくりの基本的な考え方

— 多重防御による復興まちづくり —



- ① 嵩上げした海岸堤防の復旧により津波・高潮から背後地を防御
- ② 津波を減衰させ、浸水被害範囲の軽減や避難時間の確保等を図る防災緑地の整備。
- ③ 道路の嵩上げや避難路の整備
- ④ 区画整理や防災集団移転(高台など)による住宅地の整備

5. 防災緑地の効果

防災緑地の効果

- ・津波の威力を減衰
- ・避難時間の確保
- ・漂流物の捕捉

防災緑地の高さや範囲

○高さや範囲の考え方

- ・防災緑地の高さは海岸堤防高さ以上を原則として、津波被害や背後地の状況などの地区の諸条件に応じて、効果を発揮できるように津波シミュレーションにより、高さや範囲を決定する。



夏井海岸：海岸防災林